

広島県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、広島市選挙管理委員会等から報告があった。

令和五年三月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設		変更 事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
神崎集会所	広島市中区河原町 15 番 16 号	名称	神崎集会所（神崎会館）
船越東部集会所	広島市安芸区船越五丁目 22 番 1 号	名称	船越東部集会所（花都会館・竹浦会館）
水呑交流館	福山市水呑町 4363 番地水呑三新田 44-1	所在地	福山市水呑町三新田一丁目 557 番地